

(2) 開業後の営業年数

開業してからの営業年数を「5年未満」「5～9年」「10～19年」「20年以上」の四つの期間に区分してみると、「20年以上」の31.9%が最も多く、「10年以上」を累積すると全体の6割を占める。その一方で「5年未満」の業者も2割を占め、「5～9年」の割合を4ポイント上回った。ただし、視覚障害者では「20年以上」のキャリアを持つ業者の割合(44.6%)が著しく高く、「5～9年」(12.5%)と「5年未満」(14.3%)が低い。一方、晴眼業者では、営業年数の各区分の割合は「5～9年」が17.6%である他は2割台であり、ほぼ平均的に分布していた(図I-3)。

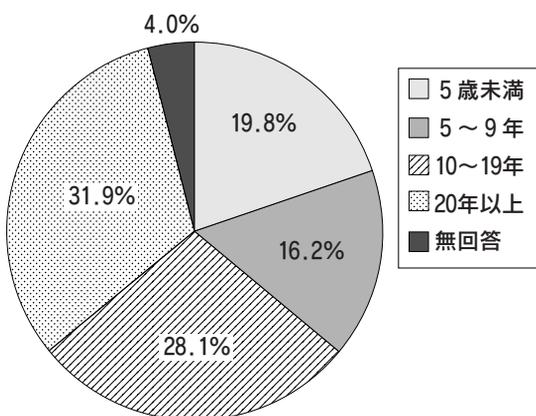


図 I - 3 開業してからの年数 (全体)

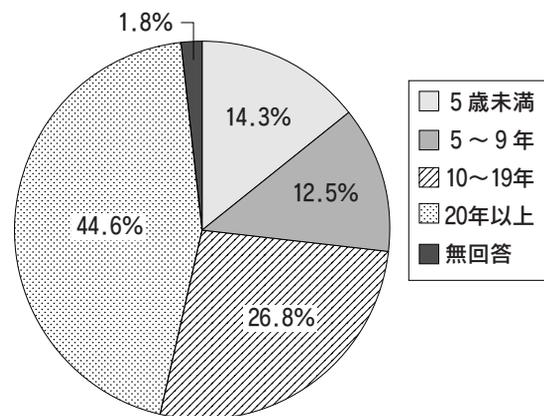


図 I - 3 開業してからの年数 (視覚)

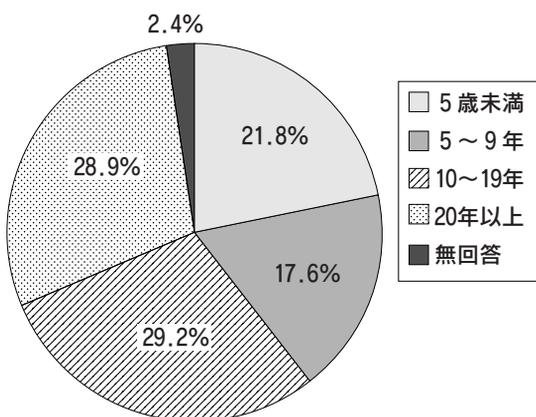


図 I - 3 開業してからの年数 (晴眼)

(3) 視覚障害業者の割合と行動視力の状況

身体障害者手帳所持者を視覚障害業者、非所持者を晴眼業者として両者の比率をみると、視覚障害業者が22.4%、晴眼業者は77.6%であった。1都4県下における両者の比率(19.7%対80.3%)と比べると視覚障害業者の占める割合が2.7ポイント高かったものの、ほぼ調査地域の状況を反映していた。一方、視覚障害業者について障害等級の内訳をみると1級が59.1%、2級が24.7%で両者を合わせた重度視覚障害者は全体の83.8%に達している(表I-8)。

次に、視覚障害業者の障害の重症度を生活や業務に影響を及ぼす行動視力の面から分析するため、

その程度を、①一人歩きが困難な程度、②一人歩きができる程度、③自転車に一人で乗れる程度、④バイクや車を運転できる程度の4段階に分けて分布を調べた。その結果、全体では表I-9に示すとおりであるが、視覚障害業者においては、①が43.8%、②が45.5%、③が7.1%で、①と②の行動視力を合わせた割合が障害等級における重度視覚障害者の割合に近似していることがわかった。一方、④に属する高い行動視力を持つ視覚障害業者が4%いた(表I-9)。

表I-8 身体障害等級

| 項目 | 回答数 | 割合(%) |
|----|-----|-------|
| 1級 | 55 | 59.1 |
| 2級 | 23 | 24.7 |
| 3級 | 4 | 4.3 |
| 4級 | 3 | 3.2 |
| 5級 | 4 | 4.3 |
| 6級 | 4 | 4.3 |
| 計 | 93 | 100.0 |

表I-9 視力と行動の程度

| 項目 | 回答数 | 割合(%) |
|---------------|-----|-------|
| 一人歩きが困難な程度 | 49 | 9.8 |
| 一人歩きができる程度 | 51 | 10.2 |
| 自転車に一人で乗れる程度 | 23 | 4.6 |
| バイクや車が運転できる程度 | 356 | 71.1 |
| 無回答 | 22 | 4.4 |
| 計 | 501 | 100.0 |

(4) 出身学校

出身学校を盲学校、視覚障害者更生訓練施設、専門学校、短大・大学、その他に分けて尋ねたところ、専門学校出身者が全体の74.7%で最も多く、次いで盲学校10.8%、更生訓練施設7.8%、短大・大学1.4%、その他1.0%の順であった。「その他」とした5人の業者は届出医業類似業者と推察される。

なお、視覚障害業者に限って出身学校をみると、盲学校と更生訓練施設出身者に加え専門学校出身者も4.3%含まれていた。

(5) 三療師とあん摩単独業者の割合

あん摩師として届け出ている業者の中で、はり師及びきゅう師の2免許も併せ持つ業者(三療師)の数は全体のほぼ3分の2の63.3%で、あん摩師免許のみを所持する業者30.3%の2倍以上を占めた。これを視覚障害業者と晴眼業者に分けてみると、三療師の割合は前者が8割、後者が6割で視覚障害業者に高く、あん摩師単独業者は1:2(17%:35%)で逆に晴眼業者に高い。

あん摩師免許所持者に占める三療師の割合は、前出した調査表配布に占める割合の52.5%(表I-5参照)を10.8ポイントも上回る結果になったが、この理由としては、第1に有効回答のデータ数が少なかったことによる誤差があげられる。その他、上述したように、三療師比率が高い視覚障害業者の回答者に占める割合が22.4%と、調査地域における19.7%を3ポイントほど上回ったことも一因と考えられる(表I-10)。

表 I - 10 免許の種類 (全体)

| | 項 目 | 回答数 | 割合 (%) |
|---|-------------|-----|--------|
| 1 | あん摩師 | 152 | 30.3 |
| 2 | はり師 | 1 | 0.2 |
| 3 | きゅう師 | 1 | 0.2 |
| 4 | あん摩・はり師 | 1 | 0.2 |
| 5 | あん摩・きゅう師 | 1 | 0.2 |
| 6 | はり・きゅう師 | 15 | 3.0 |
| 7 | あん摩・はり・きゅう師 | 317 | 63.3 |
| | 無回答 | 13 | 2.6 |
| | 計 | 501 | 100.0 |

表 I - 10 免許の種類 (視覚)

| | 項 目 | 回答数 | 割合 (%) |
|---|-------------|-----|--------|
| 1 | あん摩師 | 19 | 17.0 |
| 2 | はり師 | 0 | 0.0 |
| 3 | きゅう師 | 0 | 0.0 |
| 4 | あん摩・はり師 | 0 | 0.0 |
| 5 | あん摩・きゅう師 | 1 | 0.9 |
| 6 | はり・きゅう師 | 0 | 0.0 |
| 7 | あん摩・はり・きゅう師 | 89 | 79.5 |
| | 無回答 | 3 | 2.7 |
| | 計 | 112 | 100.0 |

表 I - 10 免許の種類 (晴眼)

| | 項 目 | 回答数 | 割合 (%) |
|---|-------------|-----|--------|
| 1 | あん摩師 | 133 | 35.0 |
| 2 | はり師 | 1 | 0.3 |
| 3 | きゅう師 | 1 | 0.3 |
| 4 | あん摩・はり師 | 1 | 0.3 |
| 5 | あん摩・きゅう師 | 0 | 0.0 |
| 6 | はり・きゅう師 | 15 | 3.9 |
| 7 | あん摩・はり・きゅう師 | 228 | 60.0 |
| | 無回答 | 1 | 0.3 |
| | 計 | 380 | 100.0 |

(6) 他の関連資格の取得状況

鍼灸マッサージ業に関連する医療・介護・福祉領域の資格取得状況を複数回答で尋ねたところ、全体の4分の1に当たる24.6%が何らかの関連資格を取得していた。この業者について資格の内訳をみると、「その他」を除けばケアマネージャーが26.8%で最も多く、理学療法士8.9%、ホームヘルパー8.1%、薬剤師5.7%、看護師4.9%の順であった。

これを視覚障害業者と晴眼業者の別でみると、まず、関連職種を取得している率で視覚障害業者が14.3%であるのに対し晴眼業者は2倍の28.2%に及んでいた。次に職種の内訳をみると、視覚障害業者では43.8%が理学療法士であった他は、薬剤師、看護師、ケアマネージャーが各一人ずつでホームヘルパーはいなかった。一方、晴眼業者では3割(29.9%)をケアマネージャーが占め、ホームヘルパー9.3%、薬剤師5.6%、看護師4.7%、理学療法士3.7%を大きく上回り視覚障害業者との対照をみせた(表 I - 11)。

表 I - 11 他の医療等の関連資格（全体）

| 項目 | 回答数 | 割合 (%) | |
|---------------|----------|--------|-------|
| 持っている | 123 | 24.6 | |
| 持っていない（無回答） | 378 | 75.4 | |
| 計 | 501 | 100.0 | |
| 持っている資格（複数回答） | ケアマネージャー | 33 | 26.8 |
| | 理学療法士 | 11 | 8.9 |
| | ホームヘルパー | 10 | 8.1 |
| | 薬剤師 | 7 | 5.7 |
| | 看護師 | 6 | 4.9 |
| | その他 | 76 | 61.8 |
| | 計 | 123 | 100.0 |

表 I - 11 他の医療等の関連資格（視覚）

| 項目 | 回答数 | 割合 (%) | |
|---------------|----------|--------|------|
| 持っている | 16 | 14.3 | |
| 持っていない（無回答） | 96 | 85.7 | |
| 計 | 112 | 100.0 | |
| 持っている資格（複数回答） | ケアマネージャー | 7 | 43.8 |
| | 理学療法士 | 1 | 6.3 |
| | ホームヘルパー | 1 | 6.3 |
| | 薬剤師 | 1 | 6.3 |
| | 看護師 | 0 | 0.0 |
| | その他 | 8 | 50.0 |
| 計 | 16 | 100.0 | |

表 I - 11 他の医療等の関連資格（晴眼）

| 項目 | 回答数 | 割合 (%) | |
|---------------|----------|--------|------|
| 持っている | 107 | 28.2 | |
| 持っていない（無回答） | 273 | 71.8 | |
| 計 | 380 | 100.0 | |
| 持っている資格（複数回答） | ケアマネージャー | 32 | 29.9 |
| | 理学療法士 | 10 | 9.3 |
| | ホームヘルパー | 6 | 5.6 |
| | 薬剤師 | 5 | 4.7 |
| | 看護師 | 4 | 3.7 |
| | その他 | 69 | 64.5 |
| 計 | 107 | 100.0 | |

(7) 業界の加入状況

三療関連業界への加入状況を全員に尋ねたところ、加入業者と非加入業者の割合は、ほぼ半数ずつ（47.7%と48.3%）で拮抗していた。これを視覚障害業者と晴眼業者の別でみると、視覚障害業者では加入業者が69.6%と多かったのに対し、晴眼業者では、非加入業者（55.3%）が加入業者（42.4%）を13ポイントも上回っていた（図 I - 4）。

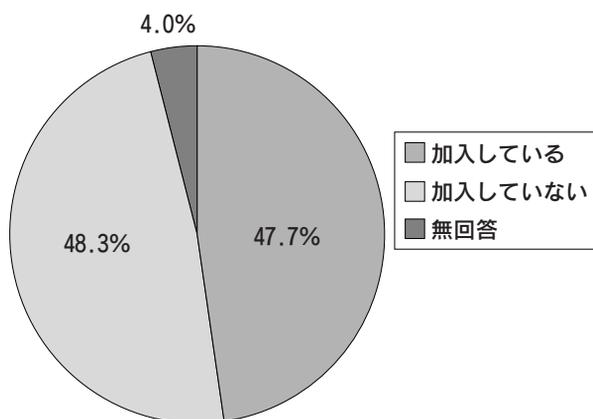


図 I - 4 業界加入の有無（全体）

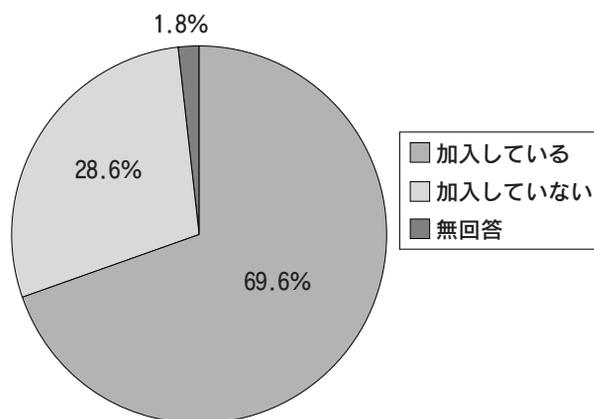


図 I - 4 業界加入の有無（視覚）

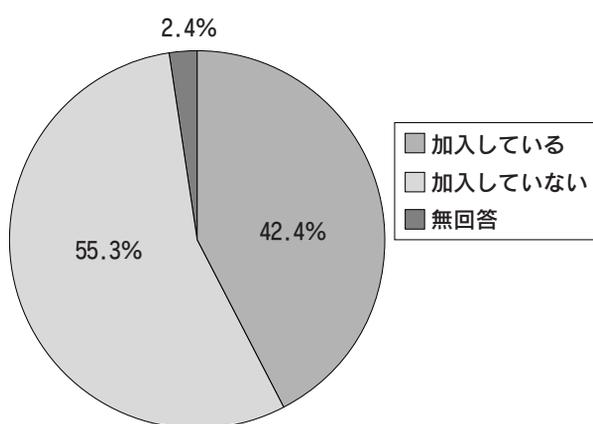


図 I - 4 業界加入の有無（晴眼）

3. 業務の現状

(1) 営業形態

営業形態を①「院内施術だけ」（院内型）、②「出張施術だけ」（出張型）、③「院内・出張の両方」（併用型）の三つのいずれに属しているかを尋ねたところ、①と③に属する割合が各41.5%、43.1%とほぼ同率であったのに対し、②の形態は13.6%にとどまった。

これを視覚障害業者（視覚）と晴眼業者（晴眼）に分けてみると、①の形態では視覚（50.0%）が晴眼（38.9%）を、また、③の形態では、逆に晴眼（45.8%）が視覚（34.8%）を各々11ポイント上回ったのに対し、②の形態では、視覚（12.5%）と晴眼（13.7%）の間にそれほど大きな差は見られなかった(図 I - 5)。

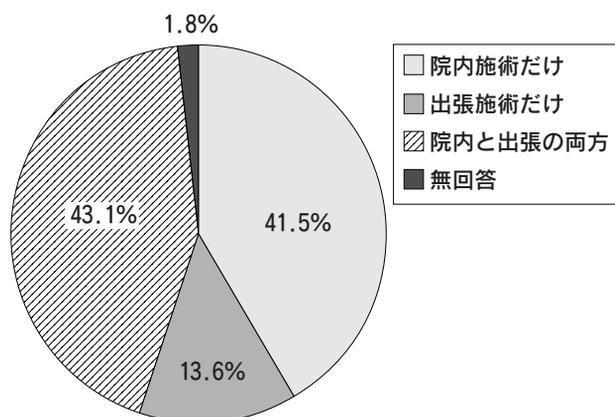


図 I - 5 営業の形態 (全体)

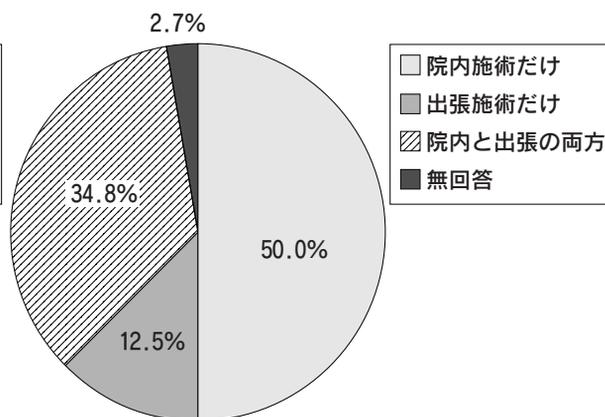


図 I - 5 営業の形態 (視覚)

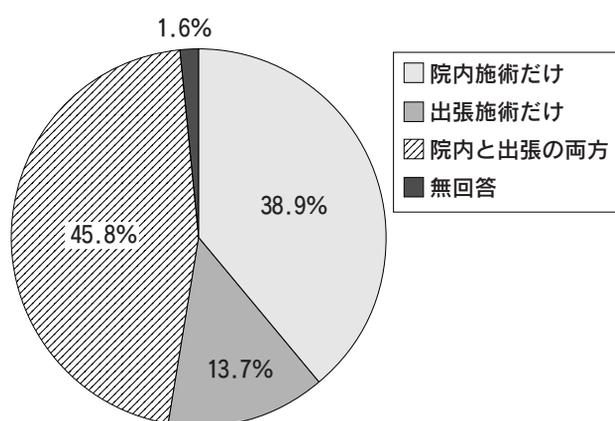


図 I - 5 営業の形態 (晴眼)

(2) 施術料収入

平成14年分の施術料収入を税込み年収ベースで尋ねたところ、ほぼ半数に当たる46.7%が「300万円未満」で、「300～499万円」の24.2%と合わせると、年収500万円未満の業者が全体の7割以上を占めた。これに対し、「500～799万円」は15%、「800～999万円」と「1千万円以上」が各5%台で、年収が増えるにつれて割合が低下している。

これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、300万円未満層で視覚（58.0%）が晴眼（43.2%）を15ポイントほど上回ったのに対し、300～499万円では晴眼（25.8%）が視覚（19.6%）を6ポイント、500～799万円では晴眼（16.8%）が視覚（8.9%）を8ポイント上回るなど、視覚障害業者に低収入層の割合が高い。一方、800万円以上の高収入層の割合では、両者間に大きな差は認められなかった。なお、視覚障害業者における500万円未満の累積率77.6%は、労働省と日本障害者雇用促進協会が1995年に実施した調査⁷⁾の結果（77.0%）とほぼ一致する（図 I - 6）。

次に、施術料収入と営業形態の関係をみる。まず、300万円未満の低収入層に着目すると、出張専門業者の81.5%がこの階層に属しており、院内専門業者（42.8%）と院内・出張併用業者（43.6%）の2倍に迫る率であった。一方、800万円以上の高収入層には、院内専門業者の17.0%、

院内・出張併用業者の8.5%が含まれていたが、出張専門業者は一人もいなかった。

さらに、施術料収入の額を健保取扱いの有無をみる。まず、300万円未満の低収入層に着目すると、健保を扱っていない業者の54.1%がこの階級に属しており、積極的に扱っている業者の29.8%を25ポイント近く上回っていた。一方、800万円以上の高収入層でみると、健保を扱っていない業者の10.8%に対し、積極的に扱っている業者では17.6%と高くなっていた。

ところで、平成14年分の施術料収入を前年（平成13年）と比較してその増減を尋ねたところ、減収業者が55.3%で過半数を占めたのに対し「あまり変わらない」とした業者は28.5%、増収業者は12.6%にとどまった。これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、増収業者では晴眼が6ポイント、減収業者では逆に視覚が5ポイント、それぞれを上回った。

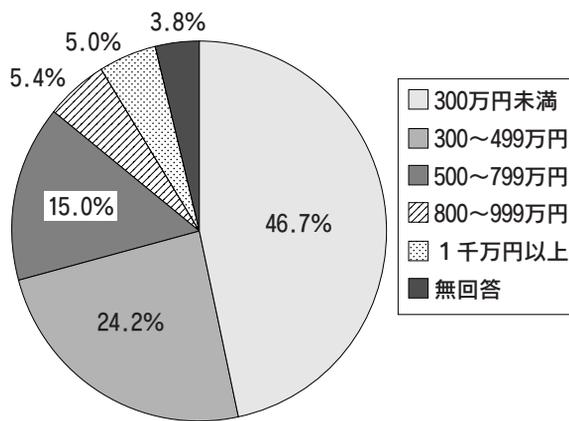


図 I - 6 平成14年の施術料収入（全体）

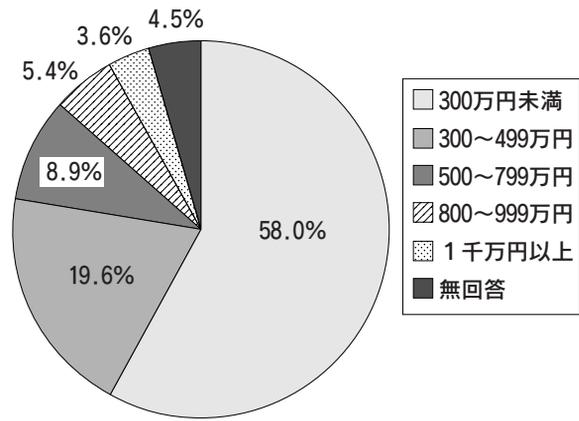


図 I - 6 平成14年の施術料収入（視覚）

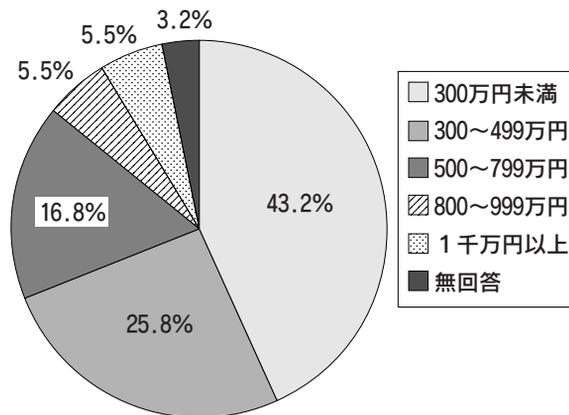


図 I - 6 平成14年の施術料収入（晴眼）

(3) 施術料以外の収入と副業

施術料以外の主な収入の有無を尋ねたところ、「ある」と回答した業者が全体の54.7%で過半数を占め、「ない」の39.7%を16ポイント上回った。これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、視覚のほぼ3分の2の63.4%が施術料以外に収入を得ており、晴眼の52.4%を11ポイント上回っている。

施術料以外の主な収入源の内訳は、「公的年金」42.7%、「副業」26.6%、「家族収入」17.9%、「その他」13.5%の順であったが、これを視覚障害業者と晴眼業者間で比較すると、公的年金と副業の率できわだった違いが認められる。すなわち、視覚障害業者では84.5%が公的年金を施術料以外の主な収入源にしている一方、副業をあげた業者の割合はわずか8.5%であったのに対し、晴眼業者では、副業を施術料以外の主な収入源にしている業者が33.2%（視覚障害業者の4倍）を占め、公的年金をあげた業者は27.1%（視覚障害業者の3分の1）にとどまっている（表I-12）。

表I-12 施術料以外の主な収入（全体）

| | 項目 | 回答数 | 割合(%) |
|---|--------------------|-----|-------|
| 1 | ある | 274 | 54.7 |
| 2 | ない | 199 | 39.7 |
| | 無回答 | 28 | 5.6 |
| | 計 | 501 | 100.0 |
| | 「ある」と答えた人の内訳(複数回答) | | |
| a | 公的年金 | 117 | 42.7 |
| b | 副業による収入 | 73 | 26.6 |
| c | 家族の収入 | 49 | 17.9 |
| d | その他の収入 | 37 | 13.5 |
| | 無回答 | 3 | 1.1 |
| | 計 | 274 | 100.0 |

表I-12 施術料以外の主な収入（視覚）

| | 項目 | 回答数 | 割合(%) |
|---|--------------------|-----|-------|
| 1 | ある | 71 | 63.4 |
| 2 | ない | 36 | 32.1 |
| | 無回答 | 5 | 4.5 |
| | 計 | 112 | 100.0 |
| | 「ある」と答えた人の内訳(複数回答) | | |
| a | 公的年金 | 60 | 84.5 |
| b | 副業による収入 | 6 | 8.5 |
| c | 家族の収入 | 5 | 7.0 |
| d | その他の収入 | 3 | 4.2 |
| | 無回答 | 1 | 1.4 |
| | 計 | 71 | 100.0 |

表I-12 施術料以外の主な収入（晴眼）

| | 項目 | 回答数 | 割合(%) |
|---|--------------------|-----|-------|
| 1 | ある | 199 | 52.4 |
| 2 | ない | 157 | 41.3 |
| | 無回答 | 24 | 6.3 |
| | 計 | 380 | 100.0 |
| | 「ある」と答えた人の内訳(複数回答) | | |
| a | 公的年金 | 54 | 27.1 |
| b | 副業による収入 | 66 | 33.2 |
| c | 家族の収入 | 44 | 22.1 |
| d | その他の収入 | 34 | 17.1 |
| | 無回答 | 2 | 1.0 |
| | 計 | 199 | 100.0 |

次に、副業の有無をみると、約4割（38.6%）の業者が何らかの副業に従事していた。これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、晴眼（44.1%）が視覚（20.4%）の2倍以上の率に達しているが、視覚障害業者の中でも、一人歩きが「できる群」では4分の1（23.5%）が副業に従事しているのに対して、一人歩きが「困難群」では6.1%が副業に就いているにすぎず、副業の有無は行動視力の影響を強く受けていることがわかる（表I-13）。

副業の業種をみる。副業に従事している業者の内の68%は三療関連業務（医療、介護、福祉等）に従事しているが、視覚障害業者に限れば、その割合は53%にとどまった。さらに、三療関連の副業職種をみると、全体では「接骨院の施術者」が20%で最も多く「ケアマネージャー」が14%、

「他の三療治療院のマッサージ師」が11%、「病院・医院のマッサージ師」が10%、「サウナ・ホテル・温泉のマッサージ師」が9%などの順であり、接骨院が三療業者の副業需要をかなり吸収している実態が窺える。

ところで、「ヘルスキーパー」を副業としている業者は全体をとおして一人もいなかった。ヘルスキーパーが、企業における障害者雇用率達成業種として、視覚障害者をフルタイムの形態で雇用するケースが常態化していることを反映した結果と思われる。また、晴眼業者で見られる「ケアマネージャー」(11人)と「特養の機能訓練指導員」(4人)を副業にしている視覚障害業者も一人もいなかったが、視覚障害業者の介護保険関連業務への参入が遅れている現状を示唆する結果であった(表I-13)。

表I-13 副業の有無(全体)

| 項目 | 回答数 | 割合(%) | |
|--------------|-------------------|-------|------|
| 三療関連で持っている | 101 | 26.0 | |
| 三療以外で持っている | 49 | 12.6 | |
| 持っていない | 237 | 61.1 | |
| その他(両方持っている) | 1 | 0.3 | |
| 計 | 388 | 100.0 | |
| 三療関連の副業(択一) | 接骨院の施術者 | 20 | 19.6 |
| | ケアマネージャー | 14 | 13.7 |
| | 他の三療治療院のマッサージ師 | 11 | 10.8 |
| | 病院・医院のマッサージ師 | 10 | 9.8 |
| | サウナ・ホテル・温泉のマッサージ師 | 9 | 8.8 |
| | スポーツ関連施設のマッサージ師 | 6 | 5.9 |
| | 特養の機能訓練指導員 | 4 | 3.9 |
| | 企業のヘルスキーパー | 0 | 0.0 |
| | その他 | 32 | 31.4 |
| | 無回答 | 2 | 2.0 |
| 計 | 102 | 100.0 | |

表I-13 副業の有無(視覚)

| 項目 | 回答数 | 割合(%) | |
|--------------|-------------------|-------|------|
| 三療関連で持っている | 9 | 10.8 | |
| 三療以外で持っている | 8 | 9.6 | |
| 持っていない | 66 | 79.5 | |
| その他(両方持っている) | 0 | 0.0 | |
| 計 | 83 | 100.0 | |
| 三療関連の副業(択一) | サウナ・ホテル・温泉のマッサージ師 | 2 | 22.2 |
| | 他の三療治療院のマッサージ師 | 1 | 11.1 |
| | 接骨院の施術者 | 1 | 11.1 |
| | 病院・医院のマッサージ師 | 1 | 11.1 |
| | スポーツ関連施設のマッサージ師 | 1 | 11.1 |
| | 特養の機能訓練指導員 | 0 | 0.0 |
| | 企業のヘルスキーパー | 0 | 0.0 |
| | ケアマネージャー | 0 | 0.0 |
| | その他 | 2 | 22.2 |
| | 無回答 | 1 | 11.1 |
| 計 | 9 | 100.0 | |

表I-13 副業の有無(晴眼)

| 項目 | 回答数 | 割合(%) | |
|--------------|-------------------|-------|------|
| 三療関連で持っている | 90 | 30.3 | |
| 三療以外で持っている | 41 | 13.8 | |
| 持っていない | 165 | 55.6 | |
| その他(両方持っている) | 1 | 0.3 | |
| 計 | 297 | 100.0 | |
| 三療関連の副業(択一) | 接骨院の施術者 | 18 | 19.8 |
| | 他の三療治療院のマッサージ師 | 11 | 12.1 |
| | ケアマネージャー | 11 | 12.1 |
| | 病院・医院のマッサージ師 | 9 | 9.9 |
| | サウナ・ホテル・温泉のマッサージ師 | 7 | 7.7 |
| | スポーツ関連施設のマッサージ師 | 5 | 5.5 |
| | 特養の機能訓練指導員 | 4 | 4.4 |
| | 企業のヘルスキーパー | 0 | 0.0 |
| | その他 | 24 | 26.4 |
| | 無回答 | 1 | 1.1 |
| 計 | 91 | 100.0 | |

なお、副業に従事する業者の割合を地域別にみると、東京圏では27.0%に対し、非東京圏では6.3%で、全体として東京圏が高くなっている。三療関連業務に限ってみても東京圏20.8%に対し非東京圏9.1%で同様の結果であった。

晴盲における副業の地域差については別に検討する必要があるが、このような全体的にみられる地域差の背景には、非東京圏は東京圏より副業の機会が少ないことが考えられる。しかし施術料収入については、東京圏と非東京圏で特に大きな差はみられないことを勘案すれば、物価や不動産が安価な非東京圏では、副業に依存する必要性が低いのかかもしれない。

(4) 従業員雇用の有無

施術に専従する従業員の雇用状況を尋ねたところ、雇用していない業者が全体の3分の2(67.3%)を占めた一方で、雇用している業者は4分の1(24.4%)にとどまった。このうち、従業員を雇用している業者について視覚障害業者と晴眼業者間で比較すると、晴眼(27.1%)が視覚(16.1%)を11ポイント上回った。

次に、従業員を雇用している業者全員にその人数を尋ねたところ「1人」が35.2%、以下、「2～4人」44.3%、「5～9人」9.8%、「10人以上」8.2%で、全体の約8割が5人未満で占められた。さらに被雇用者の人数を「5人未満」と「5人以上」の2群に分けて、視覚障害業者と晴眼業者間で比較すると、「5人未満」では視覚(88.9%)が晴眼(77.7%)を11ポイント、逆に「5人以上」では晴眼(19.4%)が視覚(11.2%)を8ポイント上回った(表I-14)。

表 I - 14 治療従事者の雇用の有無(全体)

| 項 目 | | 回答数 | 割合(%) |
|--------------|-------|-----|-------|
| 雇用している | | 122 | 24.4 |
| 雇用していない | | 337 | 67.3 |
| 無回答 | | 42 | 8.7 |
| 計 | | 501 | 100.0 |
| 雇用している 人数 | 1人 | 43 | 35.2 |
| | 2～4人 | 54 | 44.3 |
| | 5～9人 | 12 | 9.8 |
| | 10人以上 | 10 | 8.2 |
| | 無回答 | 3 | 2.5 |
| 計 | | 122 | 100.0 |

表 I - 14 治療従事者の雇用の有無(視覚)

| 項 目 | | 回答数 | 割合(%) |
|--------------|-------|-----|-------|
| 雇用している | | 18 | 16.1 |
| 雇用していない | | 83 | 74.1 |
| 無回答 | | 11 | 9.8 |
| 計 | | 112 | 100.0 |
| 雇用している 人数 | 1人 | 7 | 38.9 |
| | 2～4人 | 9 | 50.0 |
| | 5～9人 | 1 | 5.6 |
| | 10人以上 | 1 | 5.6 |
| | 無回答 | 0 | 0.0 |
| 計 | | 18 | 100.0 |

表 I - 14 治療従事者の雇用の有無(晴眼)

| 項 目 | | 回答数 | 割合(%) |
|--------------|-------|-----|-------|
| 雇用している | | 103 | 27.1 |
| 雇用していない | | 246 | 64.7 |
| 無回答 | | 31 | 8.2 |
| 計 | | 380 | 100.0 |
| 雇用している 人数 | 1人 | 36 | 35.0 |
| | 2～4人 | 44 | 42.7 |
| | 5～9人 | 11 | 10.7 |
| | 10人以上 | 9 | 8.7 |
| | 無回答 | 3 | 2.9 |
| 計 | | 103 | 100.0 |

このように、三療業においては、施術と経営が未分離の個人（一人）経営で多くが占められていることがわかる。さらに、従業員を雇用している業者について見ても、その雇用数が「1人」のみである業者が3分の1を占めていた。このことから、小規模経営が三療業の特徴であることが裏付けられるが、この傾向は視覚障害業者においてより顕著である。

(5) 健康保険取扱いの状況

健康保険の取扱い状況を尋ねたところ、扱っていない業者が377人（75.2%）で全体の4分の3を占めたのに対し、健保取扱業者は116人（23.2%）にとどまった。

一方、営業形態別で健保の取扱率をみると、院内・出張併用型を採用している業者では35.5%に達しているのに対し、出張専門業者では16.4%、院内専門業者では14.1%にとどまった。

次に、健保取扱業者116人について健保の活用状況を尋ねたところ、過半数の64人（55.2%）が「積極的に扱っている」と回答したものの、この値は全体の12.8%にすぎない。これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、取扱い率で晴眼（23.9%）が視覚（19.6%）を4ポイント余り、また「積極的に扱っている」割合でも、晴眼（13.4%）が視覚（9.8%）を約4ポイント上回った。

(6) マッサージ券・鍼灸券の取扱い状況

市区町村のマッサージ券・鍼灸券の発行状況を尋ねたところ、「発行している」(44.7%)が「発行していない」(23.6%)を20ポイント余り上回った一方で、「わからない」と回答した業者が4分の1(26.3%)を占めた。この「わからない」とした業者を視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、晴眼(31.3%)が視覚(8.9%)を20ポイントほど上回り、この制度への視覚障害業者の関心の高さを窺わせる。

次に、発行していることを認識していた業者全員にその活用状況を尋ねたところ、58.3%の業者が活用していた一方で、まったく活用していない業者も37.7%を占めていた。さらに、活用している業者についてその頻度を尋ねてみると、積極的と非積極的の割合は、ほぼ6：4で比較的活用されている状況が示唆される。

これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、「積極的に活用している」割合で視覚(44.6%)が晴眼(33.1%)を11.5ポイント上回ったのに対し、「まったく活用していない」とした業者の割合は、逆に晴眼(42.2%)が視覚(26.2%)を16ポイント上回った(表I-15)。

表I-15 市区町村のマッサージ券・鍼灸券発行の有無(全体) 表I-15 市区町村のマッサージ券・鍼灸券発行の有無(視覚)

| 項 目 | | 回答数 | 割合(%) | 項 目 | | 回答数 | 割合(%) |
|-----------------------|--------------|-----|-------|-----------------------|--------------|-----|-------|
| 発行している | | 223 | 44.5 | 発行している | | 65 | 58.0 |
| 発行していない | | 117 | 23.4 | 発行していない | | 28 | 25.0 |
| わからない | | 132 | 26.3 | わからない | | 10 | 8.9 |
| 無回答 | | 29 | 5.8 | 無回答 | | 9 | 8.0 |
| 計 | | 501 | 100.0 | 計 | | 112 | 100.0 |
| 活 用 の 状 況 | 積極的に活用している | 81 | 36.3 | 活 用 の 状 況 | 積極的に活用している | 29 | 44.6 |
| | 積極的には活用していない | 49 | 22.0 | | 積極的には活用していない | 14 | 21.5 |
| | まったく活用していない | 84 | 37.7 | | まったく活用していない | 17 | 26.2 |
| | 無回答 | 9 | 4.0 | | 無回答 | 5 | 7.7 |
| | 計 | 223 | 100.0 | | 計 | 65 | 100.0 |

表I-15 市区町村のマッサージ券・鍼灸券発行の有無(晴眼)

| 項 目 | | 回答数 | 割合(%) |
|-----------------------|--------------|-----|-------|
| 発行している | | 154 | 40.5 |
| 発行していない | | 84 | 22.1 |
| わからない | | 119 | 31.3 |
| 無回答 | | 23 | 6.1 |
| 計 | | 380 | 100.0 |
| 活 用 の 状 況 | 積極的に活用している | 51 | 33.1 |
| | 積極的には活用していない | 34 | 22.1 |
| | まったく活用していない | 65 | 42.2 |
| | 無回答 | 4 | 2.6 |
| | 計 | 154 | 100.0 |

(7) 1ヵ月当たりの取扱い患者数

1ヵ月当たり、一人の施術者が取り扱う患者の延べ人数を「30人未満」「30～49人」「50～99人」「100～199人」「200人以上」に分けて尋ねたところ、50人未満の業者が4割（39.7%）で、50～99人の業者（27.5%）を累積すると3分の2（67.2%）が100人未満で占められた。一方、100人以上扱う業者の割合は、100～199人が24.4%、200人以上が5.6%で、これらを合わせても3割にとどまった。

これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、100人未満では視覚（71.5%）が晴眼（65.8%）を、逆に100人超では晴眼（31.6%）が視覚（25.9%）を、それぞれ約6ポイント上回っている。両者の比較で特に注目されるのは、30人未満の割合で視覚（30.4%）が晴眼（25.5%）より5ポイントも高い点である（図I-7）。

一方、取扱い患者数を営業形態との関係でみると、1ヵ月に100人以上の患者を扱う業者の割合が最も高いのは院内専門業者（36.9%）で、院内・出張併用業者（29.7%）が続ぎ、出張専門業者では15.4%にすぎなかった。なお、出張専門業者では30人未満の割合（53.8%）がきわだって高く、院内専門業者（20.2%）より約34ポイントも高かった。

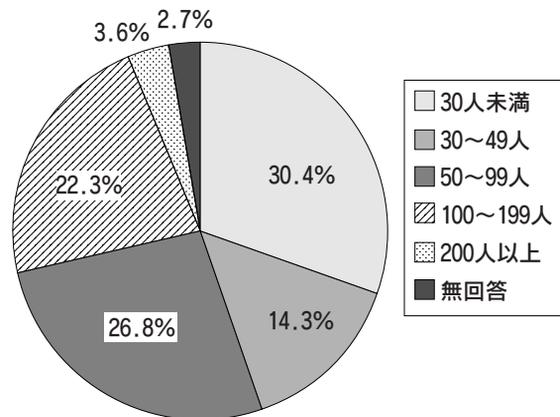
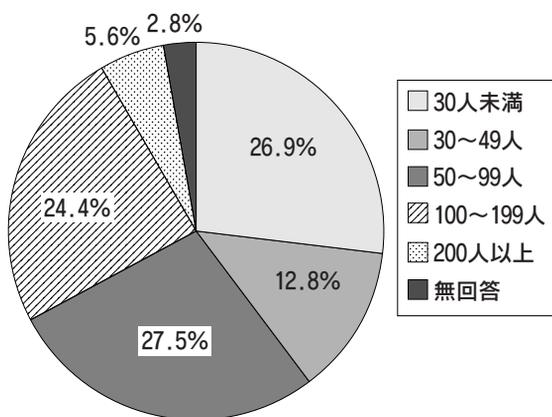


図 I - 7 1ヶ月当たりの取り扱い患者数（全体）

図 I - 7 1ヶ月当たりの取り扱い患者数（視覚）

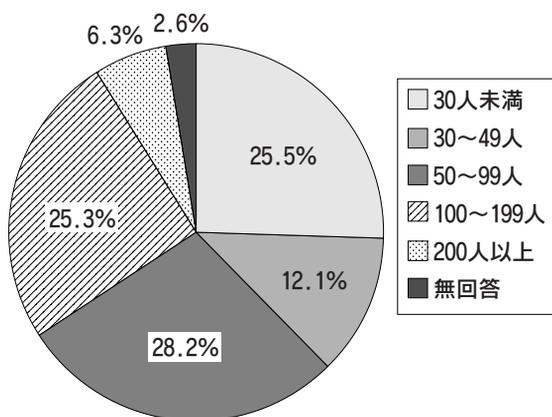
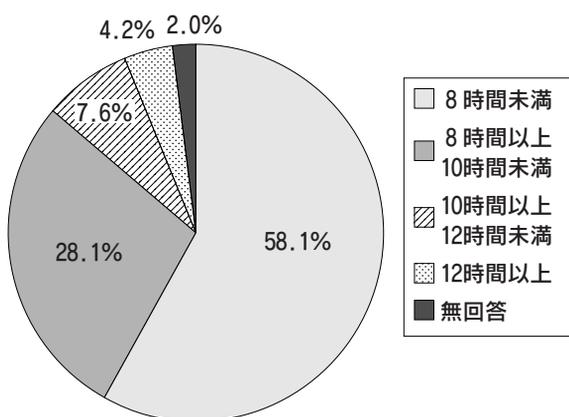


図 I - 7 1ヶ月当たりの取り扱い患者数（晴眼）

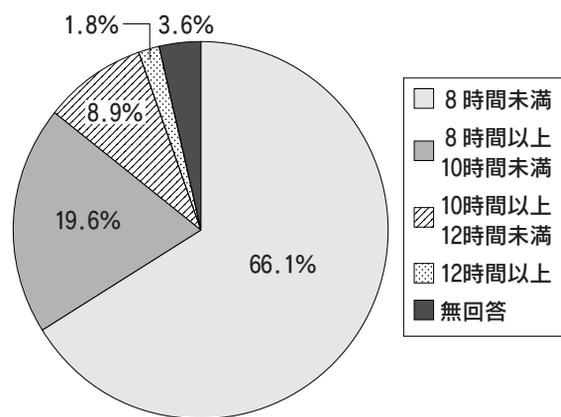
(8) 就業時間と休日数

1日当たりの施術業務に専念する時間を尋ねたところ、「8時間未満」(58.1%)が最も多く、次いで「8時間以上10時間未満」(28.1%)、「10時間以上12時間未満」(7.6%)、「12時間以上」(4.2%)の順であった。これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、「8時間未満」で視覚(66.1%)が晴眼(55.8%)を10ポイント余り上回っている(図I-8)。

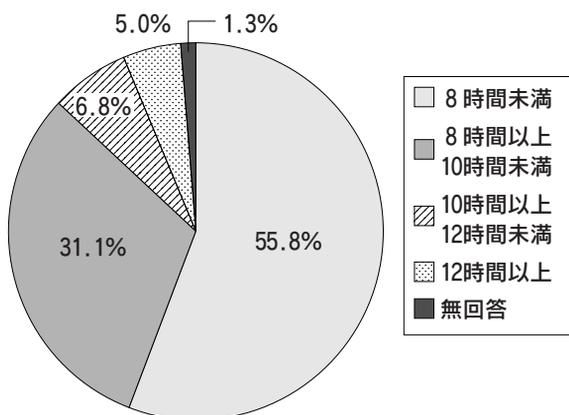
また、営業形態別でみると、1日当たりの就業時間が最も長いのは院内・出張併用業者で、院内専門業者、出張専門業者の順に続く。すなわち、8時間未満の割合をみると、順に5割、6割、8割で出張専門業者が最も高い一方で、10時間以上の割合では、院内・出張併用業者(17.9%)が他を10ポイント余りも上回っている。



図I-8 1日当たりの業務時間(全体)

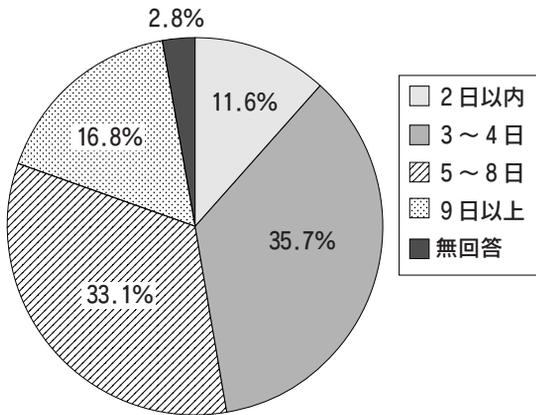


図I-8 1日当たりの業務時間(視覚)

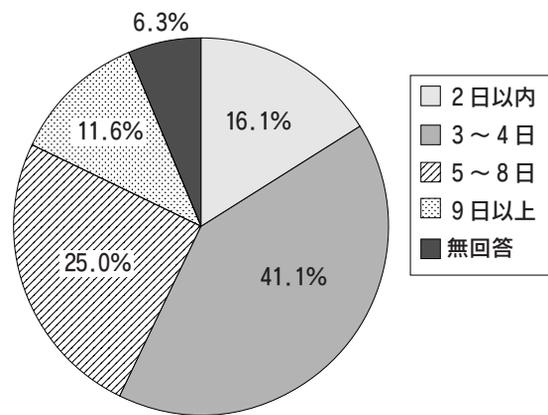


図I-8 1日当たりの業務時間(晴眼)

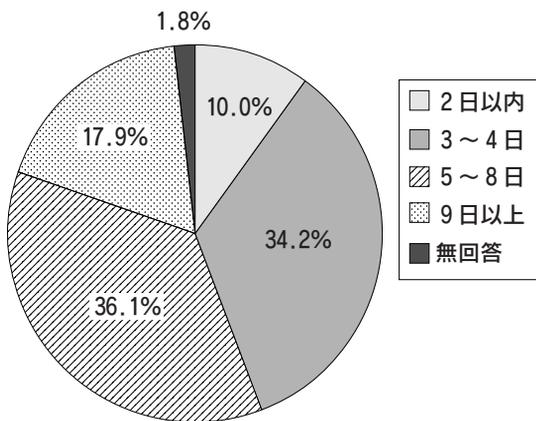
一方、1ヵ月当たりの休日数をみると「3～4日」(35.7%)が最も多く、次いで「5～8日」(33.1%)、「9日以上」(16.8%)、「2日以内」(11.6%)の順であった。これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、「2日以内」と「3～4日」を合わせた率で、視覚(57.2%)が晴眼(44.2%)を13ポイント上回っている。特に、「2日以内」では視覚が、また「9日以上」では晴眼が、それぞれ他を6ポイント余り上回るなど、晴眼業者は視覚障害業者よりも多くの休日を取得している状況が窺える(図I-9)。



図I-9 1ヶ月当たりの休日数(全体)



図I-9 1ヶ月当たりの休日数(視覚)



図I-9 1ヶ月当たりの休日数(晴眼)

(9) 主に扱う症状・疾患

主に扱う症状や疾患について、「運動器系」「内臓系」「疲労性」「その他」の4項目から、二つまでを選ぶ方法で尋ねたところ、疲労性（78.6%）と運動器系（77.4%）がそれぞれ8割近くで高く、内臓系を主に扱っている業者は全体の4分の1（24.2%）にとどまった。

これを視覚障害業者と晴眼業者間で比較すると、疲労性を扱う業者の割合では視覚が晴眼を約10ポイント上回ったのに対し、運動器系と内臓系では、逆に晴眼が視覚をそれぞれ約5ポイント上回った（図I-10）。

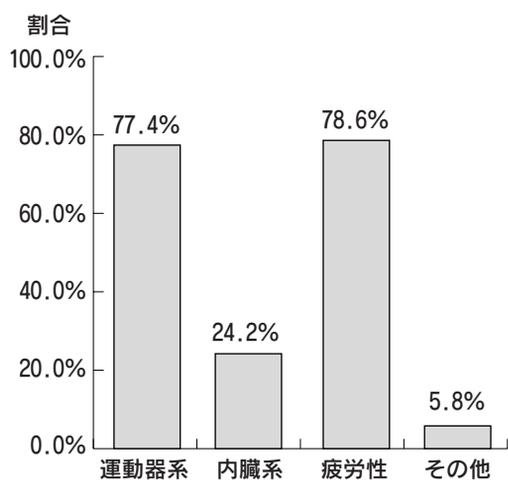


図 I - 10 主に扱う症状・疾患（全体）

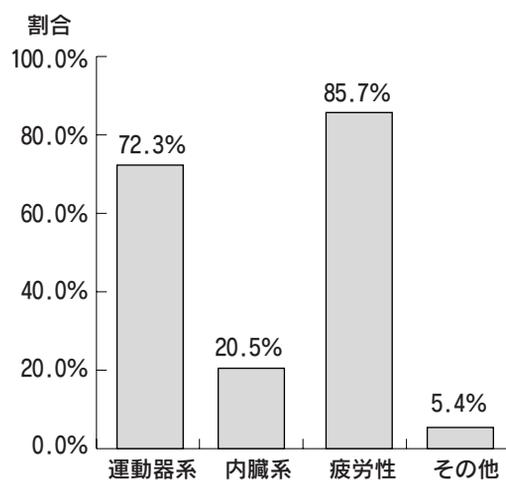


図 I - 10 主に扱う症状・疾患（視覚）

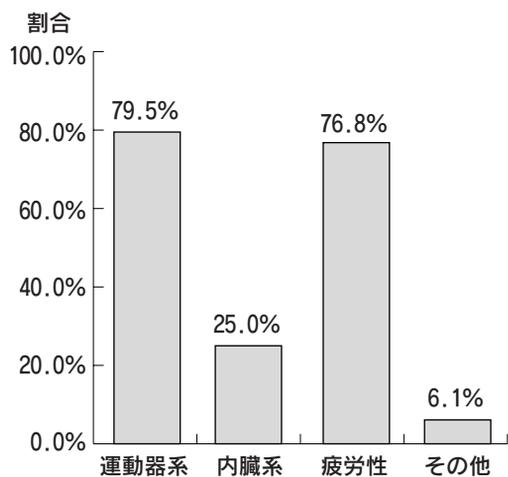


図 I - 10 主に扱う症状・疾患（晴眼）

(10) 施術の方法

7項目の施術法の中から三つを、活用頻度の高い順に「1位」から「3位」までの序列をつけて選ぶ方法で回答を求めた。その結果を表で示す（表I-16）。

表I-16 主な施術法（三択）

| | 項 目 | 1 位 | | 2 位 | | 3 位 | |
|---|----------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | | 回答数 | 割合 (%) | 回答数 | 割合 (%) | 回答数 | 割合 (%) |
| 1 | あん摩 | 352 | 70.3 | 31 | 6.2 | 33 | 6.6 |
| 2 | はり | 115 | 23.0 | 172 | 34.3 | 20 | 4.0 |
| 3 | きゅう | 2 | 0.4 | 94 | 18.8 | 94 | 18.8 |
| 4 | 電気・温熱・光線 | 7 | 1.4 | 52 | 10.4 | 59 | 11.8 |
| 5 | 運動療法 | 3 | 0.6 | 50 | 10.0 | 64 | 12.8 |
| 6 | カイロ・整体 | 12 | 2.4 | 21 | 4.2 | 44 | 8.8 |
| 7 | その他 | 7 | 1.4 | 6 | 1.2 | 10 | 2.0 |
| | 無回答 | 3 | 0.6 | 75 | 15.0 | 177 | 35.3 |
| | 計 | 501 | 100.0 | 501 | 100.0 | 501 | 100.0 |

ア. 全体的傾向

まず、日常施術の全体的傾向を把握するため、施術法ごとに1位～3位までの三つのカテゴリーに記載された療法の数すべてを合計したところ、「あん摩」が83.0%で最も多く、以下、「はり」61.3%、「きゅう」37.9%、「電気・温熱・光線療法」23.6%、「運動療法」23.4%、「カイロ・整体」15.4%の順となった。

これを視覚障害業者と晴眼業者間で比較すると、視覚が晴眼を10ポイント以上上回った療法は「はり」（69.6%対58.7%）のみで、逆に晴眼が視覚を10ポイント以上上回った療法は「カイロ・整体」（19.2%対2.7%）と「きゅう」（40.8%対27.7%）の二つであった（図I-11）。

イ. 活用頻度

次に、各施術法の活用頻度をみるため、7項目の施術法ごとに、1位～3位までの各カテゴリーを選択した人数の比率をみた。その結果、「あん摩」を選択順位1位のカテゴリーにあげた業者は352人、「はり」を選択順位1位にあげた業者は115人、「きゅう」を選択順位1位にあげた業者は2人で、その他の施術を第1位とした業者はいなかった。「あん摩」を選択順位1位にあげた352人は、あん摩施術導入業者（1位～3位までに「あん摩」をあげた業者、以下同様）416人の84.6%に当たる。同じく、「はり」の115人は、はり施術導入業者307人の37.5%、「きゅう」の2人はきゅう施術導入業者190人の1.1%にすぎなかった。一方、「はり」を選択順位第2位にあげた業者は172人（56.0%）で過半数を占め、「きゅう」では94人（49.5%）ずつが第2位と第3位に分散していた。また、「電気・温熱・光線療法」「運動療法」「カイロ・整体」も第2位と第3位に集中していた。

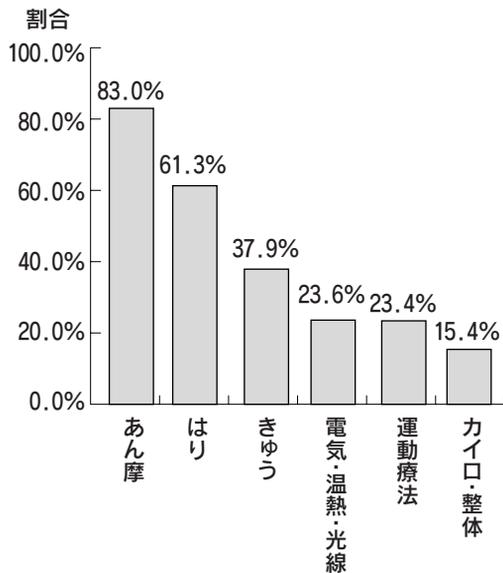


図 I - 11 主な施術法（全体）

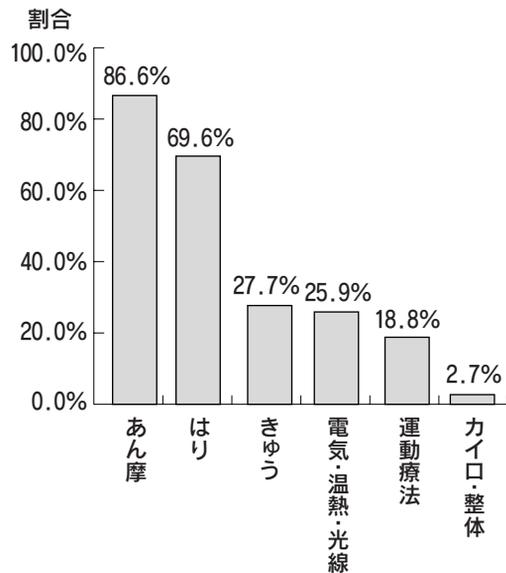


図 I - 11 主な施術法（視覚）

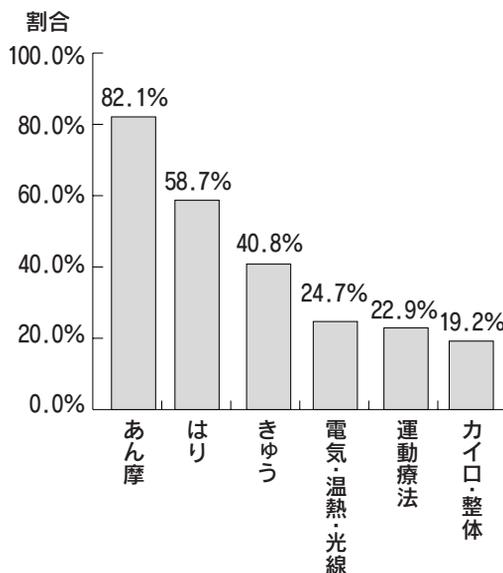


図 I - 11 主な施術法（晴眼）

回答者中、あん摩師免許所持者は100%、はり師及びきゅう師免許所持者は63.3%（前述）である。このことから、上記アの結果から、あん摩施術は、あん摩師免許所持者の8割強、はり施術は、はり師免許所持者のほぼ全員、また、きゅう施術はきゅう師免許所持者の6割程度が日常臨床で取り入れている状況が読みとれる。

しかし、この結果をみると、日常臨床で最も多く行われている施術はあん摩であること、はり施術は、はり師のほぼ全員が導入しているとはいえ、必ずしもその頻度はあん摩と比較すると高くないこと。さらに、きゅう施術に至っては、きゅう師の6割が臨床に取り入れているものの、その多くが他の施術の補完的療法として活用されている様子が窺える。

このように、三療師を含め、あん摩師の免許を所持している業者の多くは、あん摩施術を多用している状況が示唆される。

(11) 日常業務で心がけている事柄

11項目の中から、日常の業務で特に心がけて取り組んでいる事柄を三択で尋ねた。その結果、全体の約8割の業者が「患者への心づかいや態度」(82.8%)、「知識や技術の研さん」(78.2%)をあげ、4割の業者が「清潔の保持」(40.7%)に回答した。一方、「地域との協調」「業界の活動」「広告・PR」をあげた業者は各6%台にとどまり、「インフォームドコンセント」(19.4%)、「施術記録の管理」(14.0%)、「経営技術の向上」(12.4%)も10%台であった(表I-17)。

これを視覚障害業者と晴眼業者で比較すると、上位項目の三者は同順であったが、「清潔の保持」の率において視覚(55.4%)が晴眼(35.7%)を約20ポイント上回った点が特に注目される。一方、晴眼業者の割合が高い項目は、「インフォームド・コンセント」(21.5%)と「経営技術の向上」(13.6%)で、視覚障害業者より各8.8ポイントと7.3ポイント高かった。

表I-17 日ごろ心がけて取り組んでいること(三択)

| | 項 目 | 回答数 | 割合(%) |
|----|-----------------|-----|-------|
| 1 | 患者への心づかいや態度 | 415 | 82.8 |
| 2 | 知識や技術の研さん | 392 | 78.2 |
| 3 | 清潔の保持 | 204 | 40.7 |
| 4 | インフォームドコンセント | 97 | 19.4 |
| 5 | 安全管理(リスクマネジメント) | 80 | 16.0 |
| 6 | 施術記録の管理 | 70 | 14.0 |
| 7 | 経営技術の向上 | 62 | 12.4 |
| 8 | 地域との協調 | 33 | 6.6 |
| 9 | 業界の活動 | 32 | 6.4 |
| 10 | 広告・PR | 30 | 6.0 |
| 11 | その他 | 17 | 3.4 |
| | 計 | 501 | 100.0 |